

# 掘削技術専門学校 学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、日本の地熱業界をリードする人材を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、掘削技術専門学校と称する。

### (位置)

第3条 本校の位置を北海道白糠郡白糠町大楽毛34-4に置く。

### (自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。  
2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

### (課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科	昼夜	修業年限		入学定員	総定員	学級数
専門課程 (工業)	掘削科	昼	1年	春季 入学	40名	40名	1学級
	特定 掘削科	昼	2年	秋季 入学	20名	40名	2学級
計					60名	80名	

2 一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、上限を40人までとする。

### (学年・学期の終始期)

## 第6条

- 1 入学生にあつては、掘削科は4月1日から翌年3月31日まで、特定掘削科は10月1日から翌々年9月30日までとする。
- 2 本校の学期は、次のとおりとする。
  - (1) 掘削科
    - 前期 4月1日から9月30日まで
    - 後期 10月1日から翌年3月31日まで
  - (2) 特定掘削科
    - 1年次前期 10月1日から翌年3月31日まで
    - 1年次後期 翌年4月1日から9月30日まで
    - 2年次前期 翌年10月1日から翌々年3月31日まで
    - 2年次後期 翌々年4月1日から9月30日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
  - (2) 日曜日
  - (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日
  - (4) 夏季休業 7月26日から8月17日まで
  - (5) 冬季休業 12月27日から1月20日まで
  - (6) 春季休業 3月20日から4月6日まで
- 2 教育上特に必要があるときは、休業日に授業を行うことがある。この場合、授業日を休業日に振り替えることがある。
  - 3 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

## 第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程・授業時間)

第8条 本校の教育課程及び単位数は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時数の1校時50分とし、卒業までに履修させる取得単位数は、掘削科にあつては31単位以上、特定掘削科にあつては62単位以上とする。ただし、資格要件に係る授業について、校長が必要と認めた場合は1校時50分以上の授業を行うことができる。

(授業時間の単位数への換算)

第9条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義にあつては(15～30)時間を持って1単位、演習にあつては(15～30)時間をもって1単位、実験、実習、実技にあつては(30～45)時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

(授業の終始期)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。 (注3)

課程	学科	昼夜	始業時刻	終業時刻	曜日
専門課程 (工業)	掘削科	昼	8時40分	17時00分	月～金
	特定掘削科	昼	8時40分	17時00分	月～金

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 教員 5名以上 (専任3名以上、兼任2名以上)
- (3) 助手
- (4) 事務職員 2名以上
- (5) 学校医 1名

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第13条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

専門課程

- (1) 高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (6) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) 学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする専修学校において、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」
- (8) その他専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」で、18歳に達した者

#### (入学時期)

第14条 本校の入学時期は掘削科にあつては毎年4月1日、特定掘削科にあつては毎年10月1日とする。

#### (入学手続き・許可)

第15条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- 1 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第22条に定める入学検定料を添えて指定期日までに提出しなければならない。
- 2 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学許可された者は、入学許可の日から30日以内に第22条に定める入学金を添えて手続きをとらなければならない。

#### (休学・復学)

第16条 学生が病気、その他やむを得ない事由によって、5日以上休学する場合は、その事由を記し、診断書を添えて、校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

#### (退学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

#### (卒業・課程修了の認定)

第18条 校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

2 本校所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者には、卒業証(別記第1号様式)を授与する。

(専門士の称号)

第19条 第5条に規定する特定掘削科を卒業した者には、専門士の称号を授与する。

## 第5章 賞罰

(褒賞)

第20条 成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲戒)

第21条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第6章 入学金及び授業料等

(納付金)

第22条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

(年額：円)

区分 年次	入 学 検定料	入学金	授業料	実験・ 実習費	施 設 維持費	設 備 維持費
1年次	15,000	150,000	600,000	250,000	100,000	100,000
2年次	—	—	600,000	250,000	100,000	100,000

(納入金の還付)

第23条 すでに納入した納付金は、返還しない。ただし、次に該当する場合はこの限りでない。

1 本校がやむを得ない事情と判断した場合。

(納入及び納入の特例)

第24条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学中の授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(除籍)

第25条 授業料その他の納付金を3か月以上滞納した者は除籍することができる。

## 第7章 寄宿舍等

(寄宿舍)

第26条 本校に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する事項は、校長が別に細則で定める。

(健康診断)

第27条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

## 第8章 科目等履修生

(科目等履修生)

第28条 本校において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本校の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ、科目等履修生として校長が履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、第9条及び第10条の規定に基づき、本校の単位又は時間及び評価を与える。

3 その他、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第9章 雑則

(雑則)

第29条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

第8章科目等履修生は、令和5年11月30日（理事会承認の日）に制定し、令和6年4月1日から適用する。

附則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、施行日前の入学生については、なお従前の学則を適用する。